



新しい国民健康保険者証。有効期限は、平成26年4月1日～平成27年3月31日です。
 ※75歳になる人は、75歳の誕生日の前日まで

皆さんが健康で過ごせるように
国民健康保険からの大切なお知らせ

住民保険課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097

加入者の皆さんへ

国民健康保険被保険者証は届きましたか？

先月号でお知らせしたとおり、3月下旬に、4月以降の被保険者証を郵送しました。(納付相談者を除く) 1人に1枚の交付となりますので、加入者分の被保険者証があるかをお確かめください。

不在で受け取れなかった人は…

住民保険課で被保険者証を保管していますので、次のものを持って受け取りにきてください。

●受け取りに必要なもの

更新前の被保険者証、印鑑、本人確認できるもの(運転免許証など)

国保から被用者保険(会社の健康保険など)に変わった場合は…

4月は異動の多い月です。国保に加入していた人が、就職などで被用者保険に入ったときは、必ず住民保険課へ届出をしてください。届出をしないと、国保税がかかり続けることとなります。

●届出に必要なもの

被用者保険の被保険者証※、国保の被保険者証※、印鑑
 ※被用者保険に切り替わった人全員
 の分

健康の保持増進のため

人間ドック・脳ドックの費用の一部を助成します

本町の国民健康保険では、人間ドックや脳ドックを受診する場合に、その費用の一部を助成しています。

これは、被保険者の生活習慣病などの早期発見・早期治療のための医学チェックを行うことで、健康状態を継続的に把握するとともに、健康を保持増進することを目的とするものです。

●助成を受けられることができる人

- ▼人間ドック
- ①⑥の要件を満たす人
- ▼脳ドック
- ①③の要件を満たす人

① 40歳以上75歳未満の国保被保険者(75歳になる人は誕生日の前日まで)

- ② 申請日時時点で、過去1年間引き続き被保険者の資格があること
- ③ 国民健康保険税を完納している世帯

帯の被保険者であること

④ 受診する年度に特定健康診査を受診していないこと

⑤ 人間ドックの検査結果を特定健康診査・保健指導に利用することに同意し提出すること

⑥ 特定保健指導の対象となった場合は、当該指導を受けること

●助成額(年度にそれぞれ1回のみ)

種別	助成額
人間ドック	受診料の7割の額 (100円未満切り捨て) 上限:2万円
脳ドック	受診料の7割の額 (100円未満切り捨て) 上限:2万1000円

※オプションで検査した項目は、助成の対象外です。

●申請方法

受診前に、住民保険課へ助成金交付申請にお越しください。
 ※ドック受診後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

●申請に必要なもの
 被保険者証、印鑑



国保税の支払方法を確認してみましょう

国保税の支払方法は、特別徴収（年金から国保税を差し引いて納める）と普通徴収（納付書による振込み、または口座振替）の2通りがあります。条件によって、支払方法が異なりますので、ご確認ください。

特別徴収の対象となる人で、普通徴収（口座振替）での納付を希望する人は住民保険課へお問い合わせください。特別徴収を納付書による振込みで納めることはできません。

平成26年度の国保税の額は、7月上旬に納税通知書で通知します。

現在、年金から国保税が天引きされていますか？

はい

いいえ

下記の①～③のすべてに該当しますか？

- ① 国保の世帯主が国保の被保険者である。
- ② 世帯内の国保の被保険者全員が、65～74歳である。
- ③ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない。

はい

いいえ

はい

いいえ

1へ

2へ

3へ

4へ

1 引き続き、年金から天引きとなります。
(特別徴収)

納期	平成25年		平成26年						平成27年	
	10月 4期	12月 5期	2月 6期	4月 1期	6月 2期	8月 3期	10月 4期	12月 5期	2月 6期	
支払方法	平成25年度 特別徴収			平成26年度 特別徴収（仮徴収）			平成26年度 特別徴収（本徴収）			

平成25年度まで特別徴収で、平成26年度中に世帯主が75歳に到達する世帯

平成26年2月と同じ金額を天引きします。

2 7月から、納付書による振込または口座振替となります。
(普通徴収)

納期	平成25年			平成26年						平成27年	
	10月 4期	12月 5期	2月 6期	7月 1期	8月 2期	9月 3期	10月 4期	11月 5期	12月 6期	1月 7期	2月 8期
支払方法	平成25年度 特別徴収			平成26年度 普通徴収							

3 10月から、年金から天引きとなります。
(特別徴収)

納期	平成25年		平成26年						平成27年	
	12月 6期	1月 7期	2月 8期	7月 1期	8月 2期	9月 3期	10月 4期	12月 5期	2月 6期	
支払方法	平成25年度 普通徴収			平成26年度 普通徴収			平成26年度 特別徴収（本徴収）			

4 引き続き、納付書による振込または口座振替となります。
(普通徴収)

納期	平成25年			平成26年						平成27年	
	12月 6期	1月 7期	2月 8期	7月 1期	8月 2期	9月 3期	10月 4期	11月 5期	12月 6期	1月 7期	2月 8期
支払方法	平成25年度 普通徴収			平成26年度 普通徴収							

国民年金からのお知らせ

4月から国民年金保険料が引き上げられます

桜井年金事務所 ☎ 42-0033
町住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34-2097

4月から国民年金保険料が次のとおり引き上げられます。

1ヵ月 1万5,040円 → **1万5,250円**

保険料を前納するとおトクです

現金による1年前納の場合

183,000円 → 179,750円(3,250円割引)

現金による6ヵ月前納の場合

91,500円 → 90,760円(740円割引)

※1年前納は4月末、6ヵ月前納は4月末と10月末が納付期限です。

月末が休業日の場合は、翌営業日が納付期限となります。